

第 7 回 青 梅 市 選 挙 管 理 委 員 会 会 議 録		
開 催 日 時	令和 7 年 6 月 1 9 日 午 後 6 時 0 0 分	
場 所	市役所 2 階 2 0 4 会 議 室	
出 席 者	委員長 川 鍋 信 夫 委 員 山 下 秀 明 同 桑 原 顯 正	書記長 須 崎 満 書 記 西 村 晃
記 録 者	書 記 西 村 晃	
1. あいさつ 川鍋委員長 2. 報告事項 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）期日前・不在者投票状況につ いて 別紙のとおり 3. 議 事 付議案件 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）における選挙立会人の決定に ついて 別紙決定録のとおり 4. そ の 他 (1) 次回委員会の開催日程について 日 時：令和 7 年 6 月 2 2 日（日）午前 1 0 時 0 0 分 会 場：市役所 6 階 選挙管理委員会事務室 議 題：選挙人名簿登録者の抹消決定について ほか (2) その他		

閉会日時	令和7年6月19日 午後6時10分
------	-------------------

青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信夫
委員 山下 香明
委員 桑原 顯正

第7回青梅市選挙管理委員会日程

令和7年6月19日
午後6時00分
市役所2階
204会議室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）期日前・不在者投票状況について
- 3 議 事 付議案件 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）における選挙立会人の決定について
- 4 そ の 他 (1) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和7年6月22日（日）午前10時00分
会 場 市役所6階 選挙管理委員会事務室
議 題 選挙人名簿登録者の抹消決定について ほか
(2) その他

令和7年6月22日執行 東京都議会議員選挙 期日前・不在者投票状況

今回(令和7年6月22日)											前回(令和3年7月4日)										
月 日		区分	市役所	河辺駅前	期日前計	窓口 (17歳)	他選管	施設	郵便等	総 計	累 計	月 日		区分	市役所	河辺駅前	期日前計	施設	郵 便 等	総 計	累 計
告示日 6月13日	金	男			0					0	0	告示日 6月25日	金	男			0			0	0
		女			0					0	0			女			0			0	0
		計	0		0	0	0	0	0	0	0			計	0		0	0	0	0	0
6月14日 (曇のち雨)	土	男	314		314					314	314	6月26日 (晴れ)	土	男	378		378			378	378
		女	253		253					253	253			女	308		308			308	308
		計	567		567	0	0	0	0	567	567			計	686		686	0	0	686	686
6月15日 (雨のち曇)	日	男	431		431				4	435	749	6月27日 (曇りのち雨)	日	男	353		353		3	356	734
		女	338		338				1	339	592			女	289		289		3	292	600
		計	769		769	0	0	0	5	774	1,341			計	642		642	0	6	648	1,334
6月16日 (晴れ)	月	男	474		474			15	2	491	1,240	6月28日 (晴れ)	月	男	464		464	23	3	490	1,224
		女	461		461		1	15	3	480	1,072			女	451		451	43	2	496	1,096
		計	935		935	0	1	30	5	971	2,312			計	915		915	66	5	986	2,320
6月17日 (晴れ)	火	男	384	420	804			42	1	847	2,087	6月29日 (曇りのち雨)	火	男	378	445	823	37	3	863	2,087
		女	369	515	884			95	2	981	2,053			女	397	541	938	42	1	981	2,077
		計	753	935	1,688	0	0	137	3	1,828	4,140			計	775	986	1,761	79	4	1,844	4,164
6月18日 (晴れ)	水	男	467	497	964			106		1,070	3,157	6月30日 (曇りのち雨)	水	男	441	473	914	77	2	993	3,080
		女	480	649	1,129			106		1,235	3,288			女	482	754	1,236	99	2	1,337	3,414
		計	947	1,146	2,093	0	0	212	0	2,305	6,445			計	923	1,227	2,150	176	4	2,330	6,494
6月19日 ()	木	男			0					0	3,157	7月1日 (雨のち曇り)	木	男	429	380	809	65	1	875	3,955
		女			0					0	3,288			女	429	501	930	88	0	1,018	4,432
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	6,445			計	858	881	1,739	153	1	1,893	8,387
6月20日 ()	金	男			0					0	3,157	7月2日 (雨のち曇り)	金	男	435	474	909	69	1	979	4,934
		女			0					0	3,288			女	439	657	1,096	100	2	1,198	5,630
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	6,445			計	874	1,131	2,005	169	3	2,177	10,564
6月21日 ()	土	男			0					0	3,157	7月3日 (雨のち曇り)	土	男	871	991	1,862	7	3	1,872	6,806
		女			0					0	3,288			女	875	1,308	2,183	2	2	2,187	7,817
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	6,445			計	1,746	2,299	4,045	9	5	4,059	14,623
6月22日 投票日	日	男			0					0	3,157	7月4日 投票日	日	男			0			0	6,806
		女			0					0	3,288			女			0		1	1	7,818
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	6,445			計	0	0	0	0	1	1	14,624
合 計		男	2,070	917	2,987	0	0	163	7	3,157		合 計	男	3,749	2,763	6,512	278	16	6,806		
		女	1,901	1,164	3,065	0	1	216	6	3,288			女	3,670	3,761	7,431	374	13	7,818		
		計	3,971	2,081	6,052	0	1	379	13	6,445			計	7,419	6,524	13,943	652	29	14,624		

○ 公職選挙法

(選挙立会人)

第七十六条 **第六十二条（第八項を除く。）の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。**この場合において、同条第一項中「当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者（第七十九条第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあっては、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者。第九項において同じ。）」と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで（第七十九条第一項に規定する場合にあっては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで）」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。）」と、同項ただし書中「同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び」とあるのは「同一人を」と、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第三項中「開票区」とあるのは「選挙会（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙会又は選挙分会。第九項において同じ。）」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第九項本文中「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき、」と、「選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは「選挙会の期日までに三人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「選挙会」と、「開票管理者」とあるのは「、当該選挙長」と、「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、同項ただし書中「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

(開票立会人)

第六十二条 **公職の候補者**（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

- 2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一～四 省略

- 3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることできない。
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることできない。
- 5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。
- 7 第二項各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る開票立会人は、その職を失う。

- 8 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区域分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任することができない。
- 9 第二項の規定による**開票立会人が三人に達しないとき**又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは**市町村の選挙管理委員会において**、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から**三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。**ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。
- 10 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることができない。
- 11 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

令和7年6月22日執行

東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）

選挙立会人決定録

- 1 場所 青梅市東青梅1丁目11番地の1
青梅市役所2階 204会議室
- 2 日時 令和7年6月19日（木）
午後6時 0分から午後6時 6分まで
- 3 結果 別紙のとおり
- 4 事務従事者

青梅市選挙管理委員会 事務局長 須崎 満
選挙係長 西村 晃

東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）

選挙長 川鍋信夫

以上の記録は事実には相違ありません。

令和7年6月19日

立ち会った者